○東北地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月三十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線

三　事業施行期間　自平成六年十月十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○関東地方整備局告示第二百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
昭島市緑町五丁目二九一四番一から福生市大字熊川字東四五九番一まで	前	一一・〇八～六八・五四メートル
	後	四二・九四～六九・八四　〇・六九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　昭島市松原町五丁目二九二一番一地先から福生市大字熊川字東四三八番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　高岡市柴野内島字金割八七〇番二から同市柴野内島字下野九二三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
尼崎市武庫豊町三丁目二七番七地先から西宮市樋ノ口町一丁目一八番一まで	前	一八・一五～二七・八〇メートル
	後	一八・一五～二九・〇〇　〇・五四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　尼崎市武庫豊町三丁目二七番七地先から西宮市樋ノ口町一丁目一八番一まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称及び住所　株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	坂西　重光

(2)　変更年月日　平成二十三年五月十一日

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号